

## 令和 4 年度新潟市防災会議 会議録

開催日時	令和 5 年 3 月 16 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分まで				
会場	市役所本館 6 階 講堂 、オンライン(Zoom)				
出席者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">委員</td> <td>別紙「新潟市防災会議委員一覧」のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務局</td> <td>新潟市危機管理防災局防災課</td> </tr> </table>	委員	別紙「新潟市防災会議委員一覧」のとおり	事務局	新潟市危機管理防災局防災課
委員	別紙「新潟市防災会議委員一覧」のとおり				
事務局	新潟市危機管理防災局防災課				
議事等	<p>1 開会  （事務局：尾暮防災課長補佐）</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から「令和 4 年度新潟市防災会議」を開会いたします。  私は、本日の司会を務めさせていただきます、新潟市危機管理防災局防災課、尾暮と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、取材のため報道機関の撮影が入る可能性があります。事前にご承知おきください。</p> <p>まず、Zoom で会議に参加されている委員の皆様にご連絡いたします。マイクは質問時を除き、ミュートにさせていただき、質疑応答の時間において、ご質問等をされる場合は、手を挙げる機能を使った後、マイクのミュートを解除してお話しくださいますよう、お願いいたします。</p> <p>次に配布資料の確認です。配布資料は、次第の下の方に記載のとおり、9 種類ございます。そのうち、一番下の、委員の推薦についての依頼文書は、自治協議会委員の方を除く、名簿記載の第 7 号委員、第 8 号委員のみに配布しております。</p> <p>時間の都合上、読み上げによる一つひとつの確認は割愛させていただきます。ご確認いただき、不足がありましたら、職員がお持ちしますので、挙手をお願いします。</p> <p>次に、委員の皆様の出席状況ですが、65 名のうち代理出席を含め、51 名の皆様のご出席です。</p> <p>また、本日は傍聴の方が今のところいらっしゃいません。</p> <p>それでは、開会にあたり、新潟市防災会議会長の中原新潟市長より、ご挨拶申し上げます。</p> <p>2 挨拶  （会長：中原市長）</p> <p>皆さまこんにちは。防災会議の会長を務めております、新潟市長の中原でございます。本日は、年度末の大変お忙しいところ、皆様からこの会議にお集まりいただき、また、オンラインでご参加いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>皆さまにおかれましては日頃から新潟市民の安心・安全につながる取組を推進していただいていることに心より感謝申し上げます。</p> <p>この防災会議は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、直近 3 年間、書面での開催としておりましたが、今年度は 4 年ぶりとなる対面での開催及び初めてとなるオンラインでの同時開催を行う運びとなりました。</p>				

さて、新潟市におきましては、皆様ご承知の通り、昨年 8 月の大雨による東区を中心とした浸水被害の発生や、12 月の大雪による道路渋滞の発生、今年 1 月の寒波による多数の水道管の凍結・破裂など、様々な自然災害が発生した 1 年でありました。

また、昨年 8 月の大雨により、大きな被害を受けた村上市と関川村に対し、本市から家屋被害認定調査業務や災害廃棄物関連業務等への支援のため、延べ 512 名の職員を派遣させていただいたところとなっております。

このような状況において、災害対応力の向上はより重要となっており、さらなる足元の安心・安全で災害に強いまちづくりに取り組むとともに、救援・代替機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

本日の防災会議では、「新潟市地域防災計画の見直し」等についてご審議いただくとともに、新潟地方気象台様に防災に関する取組事例をご紹介いただき、情報共有を図らせていただきたいと思いますと考えております。

平時からの防災対策をより強固なものとし、また、いざという時に必要な力を最大限発揮できるよう、本日お集まりいただきました皆さまをはじめ、関係機関とさらなる連携を図り、防災・減災の総合力を底上げしていきたいと考えております。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

### 3 議題

(事務局：尾暮防災課長補佐)

ありがとうございました。ただいまから議事に入ります。

議長につきましては、「新潟市防災会議運営規程」第 4 条の規定により、防災会議の会長である新潟市長が務めます。会長、よろしくお願いいたします。

#### 【(1)令和 4 年度新潟市地域防災計画修正について】

(会長：中原市長)

はい。それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の一つ目の議題「令和 4 年度 新潟市地域防災計画修正について」審議します。事務局から説明をお願いします。

(事務局：関防災課長)

それでは、お手元の資料 1 をご覧ください。

初めに新潟市地域防災計画の修正案についてです。皆様から、多くの修正意見を頂戴し、その一つ一つを検討した結果、私ども事務局の修正も併せて 189 項目を修正することといたしました。これらの項目の修正の詳細につきましては、(事前にお送りさせていただいた) 詳細資料 1 の「新旧対照表」、及び「別添 1 から 1 2」に記載しております。

本日はすべての修正項目を説明する時間がないことから、主な修正項目として、①地震被害想定の見直し、②新たな浸水想定に基づく全避難所の再評価の 2 項目をご説明します。

次のページをご覧ください。

まず1つ目は、地震被害想定の見直しについてです。新潟県は、断層の研究成果や地震動の計算手法などの新たな知見を踏まえ、平成9年度以来2回目となる地震被害想定調査の結果を令和4年3月に公表しました。これまで、本市では平成26年度に実施した防災基礎調査において独自の被害想定を算出していましたが、この度公表された新潟県調査においては、人口分布や建物などの最新データを用いて、より精度が高い方法で被害想定を算出していることなどから、この調査結果のうち、本市に係る部分を新たな地震被害想定と位置付け、これに基づき、市民啓発や各種防災対策等に取り組むことといたしました。

想定地震としては、①の月岡断層帯から④のF38越佐海峡の4つの断層帯を震源とするもので、このうち②から④の3つは、津波による浸水も想定されています。

なかでも、最も被害が大きいと想定されているのは、長岡平野西縁断層帯地震で、この地震が起こった場合、津波による被害も加味したうえで、最大で、128,000棟以上が全半壊または焼失し、22,000人以上の死傷者が発生すると想定されています。

避難者数は発災直後・1日後にピークを迎え、避難所へ避難する人が約177,000人、避難所以外に避難する人が約98,000人と想定されています。

本市ではこれを新たな地震被害想定とすることとし、下段の「修正概要」のとおり、修正を行うものです。

次のページをご覧ください。

2つ目は、新たな浸水想定に基づく避難所の再評価についてです。激甚な浸水害への対応を図るため、新潟県は県管理河川について、「70～150年に1度の大雨時の浸水想定」から「約1,000年に1度の大雨時の浸水想定」へ浸水想定区域の更新を逐次行っております。

県が公表する浸水想定区域をもとに、本市ではハザードマップを更新しており、今年度は県が新たに浸水想定区域を更新した河川のうち、本市に影響のある「通船川・栗ノ木川下流」、「栗ノ木川上流・鳥屋野潟・鳥屋野潟放水路」、「鷲ノ木大通・西大通川」、「矢川」の4つのハザードマップを更新しました。

今回の修正は、このハザードマップ更新に伴い、避難所評価の見直しを行ったものです。資料に避難所評価の見直しの例を示しております。これは「栗ノ木川上流・鳥屋野潟・鳥屋野潟放水路」ハザードマップの例ですが、山潟小学校や山潟会館は従来の想定では浸水しない判定でしたが、今回の想定では0.5～3.0m浸水する区分となることから、1階は浸水判定となり、2階以上に避難することが必要という評価になりました。

なお、この見直しの結果を考慮しても、避難所の数は市全体で見ると不足はありませんでした。こうした再評価の結果を踏まえて、地域防災計画の記載を更新するものです。

資料1の新潟市地域防災計画修正についての説明は以上です。

(会長：中原市長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

(委員：新潟地方気象台)

新潟地方気象台の坂本と申します。よろしくお願いいたします。

計画の説明ありがとうございました。地域防災計画の修正を提案されるということでしたが、令和4年3月に新潟市業務継続計画(地震対策編)というものを作られておまして、新潟市内におられる事業者の皆さんはこれを参照して、事業継続計画を作られていると思いますが、この業務継続計画も近いうちに見直しされるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局：関防災課長)

はい。今回は、地域防災計画の見直しでございますけれども、今ほどのお話にありました業務継続計画につきましても見直しを行う予定です。

(委員：新潟地方気象台)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(会長：中原市長)

そのほかいかがでしょうか。

はい、田村教授よろしくお願いいたします。

(委員：新潟大学危機管理室)

はい、田村でございます。今ほど、新たな中小河川の想定 of 修正とお聞きして、まさに洪水だったりとか、雨の降り方が変わっていくとか水害対策がますます求められていくと感じました。新潟市では個別避難計画、災害時の脆弱性が高い方たちの避難計画の作成がまさに進んでいるところと思うのですが、若干時間がかかっているようなところがあるようにお見受けいたしますので、そのあたりについても地域防災計画の中に書き込んでいただいていると認識しているのですが、その進捗についても、どう進めていかれるか態勢が整えばと思いましたので、今ほどのお話に付随してコメントさせていただきました。

(事務局：関防災課長)

ありがとうございました。今の要配慮者の関係につきましては、現在提案中でございますけれども、令和5年度新たな取り組みをしようということで、予算要求をしているところでございます。個別避難計画の策定を進めていくということですが、地域防災計画上も、災害対策法の改正に伴いまして、その部分の記載を強調しているようなかたちとなっております。

(会長：中原市長)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。  
そのほか、ございますでしょうか。

《質問なし》

そのほかにも、ご発言が無いようですので、「令和4年度 新潟市地域防災計画修正について」は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、原案のとおりといたします。

【(2)新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について】

本日の二つ目の議題「新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について」審議します。事務局から説明をお願いします。

(事務局：瀧澤危機対策課長)

はい。危機対策課長の瀧澤と申します。よろしく願いいたします。議題の(2)新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について、説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

まず、「水防部会の概要」ですが、本防災会議では、水防計画等水防に関する調査審議を行うため、専門部会として「水防部会」を設置しております。

ここで、資料の2ページ目をご覧ください。こちらは本防災会議の設置に関する条例となっております。網掛け部分第3条所掌事務の第5号に「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること」が規定されております。

続きまして、資料の3ページですが、同条例の第7条に部会の設置が規定されており、第8条には委任として、「この条例に定めるもののほか、防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める」とされております。

これらの規定を受けて、資料の4ページですが、「新潟市防災会議水防部会設置要綱」を平成18年度に定め、「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため」、水防部会を設置しております。

恐縮ですが、資料1ページ目に戻っていただきまして、水防部会の概要の2番目の○(マル)をご覧ください。水防に関する議事についてですが、現在は水防部会で議決し、その議決をもって、防災会議の決定とさせていただきます。

次に「要綱の改正理由」ですが、先ほどご説明した通り、水防部会の議決を防災会議の決定としているところですが、2ページ目の防災会議条例と3ページ目の水防部会要綱の両方に、「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること」が規定されており、最終的な決定をどちらが行うのかが不明確であることから、現状通り、水防部会での議決

をもって、防災会議の決定とできることを明確にするため、水防部会の設置要綱を改正するものです。

主な改正箇所ですが、新旧対照表をご覧ください、第1条から「水防部会その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、」を削除し、第4条として「条例第3条第5号の規定にかかわらず、同号に規定する事項に係る調査審議及び議決については、水防部会で行うことができる。」と追加するものです。

また、第5条の事務局の課名が改正されていませんでしたので、現在の危機対策課に修正させていただきます。

なお、資料5ページに改正後の要綱を添付しているところですが、改正に了解いただいた場合は、本日をもって施行とさせていただきます。

説明は以上です。

(会長：中原市長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

《質問なし》

それでは、「新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について」は、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

それでは、原案のとおりとします。

#### 4 報告

(会長：中原市長)

次に、報告事項として、令和4年度新潟市の防災対策の取組みと、関係機関の防災対策の取組みについて、それぞれ紹介してください。

##### 【(1)令和4年度新潟市の防災対策の取組みについて】

(事務局：尾暮防災課長補佐)

それでは、(1) 令和4年度新潟市の防災対策の取組みについてです。お手元の資料3をご覧ください。

令和4年度 新潟市の防災対策の取組みについて紹介します。

主な取り組み内容としまして、①県による津波災害警戒区域の指定、②国土強靱化計画の進捗状況についての2項目を説明します。

なお、ご質問等は、すべての報告事項が終了してからとさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、防災課から説明します。

(事務局：関防災課長)

防災課です。

資料3をご覧ください。

防災対策の主な取組みとして、①県による津波災害警戒区域の指定、②国土強靱化地域計画の進捗状況の2項目についてお話しさせていただきます。

次のページをお開きください。取組みの1つ目、県による津波災害警戒区域の指定についてです。

津波災害警戒区域については既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、「津波防災地域づくりに関する法律」の中で規定されているものです。条文の概要を囲みの中に記載していますが、概要を申し上げますと、「津波が発生した場合に住民などへ危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」を、都道府県知事が「津波災害警戒区域」として指定できるとされているものです。

ページ右側をご覧ください。津波災害警戒区域に指定されると、警戒区域内において、市町村や社会福祉施設、不動産事業者などに対し、各種取組みが義務化されることとなります。新潟県は、津波浸水想定区域のある県内13市町村のうち、本市を除く12市町村について、令和2年1月に指定しています。次のページをご覧ください。本市の津波浸水想定区域の図面です。3色に色分けされていますが、これは津波の到達時間によって色分けしたもので、本市では、赤と黄色のエリア、発災から120分未満で浸水が開始する、約2,600ヘクタールが津波災害警戒区域として指定されることとなります。

資料を前のページに戻していただき、「本市の指定状況」をご覧ください。まず、県の方針ですが、「津波の浸水が想定される区域の全てを、津波災害警戒区域に指定する」ということが、県の基本的な考え方であり、既に指定済みの市町村については、先ほどの図面の緑の部分も含めた形で指定されています。

本市の地形を見ると、内陸部に標高の低い土地が広範に広がり、水が時間をかけて、広がっていく特徴があり、津波の浸水が想定される区域の約半分については、水が到達するのに半日から最大7日間かかると想定されています。

本市のような状況は全国的にも珍しく、同じような地域を区域指定した事例が、全国を見ても存在しなかったことや、また本市としては、数日後に浸水が始まる範囲なども含めて指定することは過大と考えることなどから、引き続き、県と協議してきました。

その結果、本市においては、緑色に着色したエリアを除く、「120分未満で浸水が開始する範囲」が指定される運びとなったものです。

なお、図面上で着色した、津波の浸水が想定される区域やその色分けは、既に公開している津波ハザードマップとまったく同じであり、今回の区域指定によって、津波リスクが増すというものではありません。

また先ほどご覧いただいた「指定に伴う義務等」についてですが、これらのうち、宅地建物取引業法による重要事項説明を除き、本市では、区域指定により義務化される事項を、

既にほぼ実施しており、また、津波リスクについてもハザードマップを公開済みであることから、指定を受けることで、住民の皆様には何らかの義務が生じるというものではありません。

最後に「地域への説明」についてです。昨年、関係する5つの区において、県による区域指定の概要を、地域コミュニティ協議会会長会議などの場で説明させていただき、特に反対などのご意見はありませんでした。

「県による津波災害警戒区域の指定」についての説明は以上です。

続きまして、2つ目の「新潟市国土強靱化地域計画の進捗状況について説明します。国土強靱化とは、地震や津波、台風などの自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取組のことで、本市では、国土強靱化基本法に基づき、平成27年3月に地域計画を策定し、計画期間満了に伴って令和2年3月に見直しを行いました。

まず、全体の進捗状況といたしまして、評価可能な項目が60項目あり51項目において予定通り進捗しています。残り9項目の内訳ですが、予定より若干遅れているとの評価が7項目、予定より遅れているとの評価が2項目です。

各項目の詳しい評価については、詳細資料2に記載しております。詳細資料2の6ページをご覧ください。予定より遅れているとの評価となったのは表左側のNo.8-1と8-2です。

これらは、新型コロナウイルス感染症の対応が繁忙であったことから、予定通り推進することができなかった施策です。その他の項目の詳細につきましては、後ほどこちらの詳細資料2でご確認ください。

次に国土強靱化地域計画の中での令和4年度の主な取組みについて紹介します。まず新潟中央環状道路の整備状況についてです。

新潟中央環状道路は、国際拠点港湾である新潟東港から北区、江南区、南区、西区を經由し、西蒲区へ至る、延長約45キロメートルの幹線道路であり、各地域間の交流・連携の軸となるとともに、「防災・救援首都」としてのまちづくりや、本市の拠点性を高める重要な路線となっており、整備が進められております。

この路線における一般国道8号から一般国道116号の間の約9kmが、来週25日の土曜日に開通します。この開通により、河川で分断された西区と南区が効果的に連結され、円滑な交通が確保されます。

次に上下水道施設の耐震化工事についてです。目標に向け順調に進捗しています。水道局では、浄配水施設の耐震化を進めており、被災時の影響が大きい基幹管路の耐震化を優先的に進めるなかで、今年度は基幹的な水道管約3.1kmを耐震管に入れ替えました。あわせて、配水支管についても約11.1kmを耐震管に入れ替えました。

下水道では防災対策上重要な管路の耐震化を進めており、今年度、重要管路の耐震化が0.7km進捗しました。

以上が令和4年度 本市の主な取組みの報告となります。

【(2)関係機関の防災対策の取組み紹介】



(事務局：尾暮防災課長補佐)

次に、(2) 関係機関の防災対策の取組み紹介です。今回は新潟地方気象台様から防災対策の取組みについてご説明いただきます。新潟地方気象台次長の坂本さまから資料4によりご報告いただきます。坂本さまよろしく申し上げます。

(委員：新潟地方気象台)

新潟地方気象台坂本と申します。お手元にお配りいただいている資料4にそって説明をさせていただきます。

今回の防災会議の事務局のほうから、2点ご要望をいただきまして、それについてお話させていただきます。

1つは、今年2月から長周期地震動を緊急地震速報に含めることになりましたので、それについてお話させていただきます。もう1つは、「JPCZ」という言葉をニュース等でお聞きになる機会があるかと思いますが、大雪になる場合があるというもので、用語の説明的なお話になりますが、それについてお話させていただきます。

資料の3ページ目から長周期地震動について書かせていただいております。気象庁の広報資料から持ってきたものになりますので、補いながらお話させていただきます。

地震というのは、震源のところで、地震の大きさマグニチュードを通じて、地震の強さを示します。例えば、平成23年の東北地方太平洋沖地震、東日本大震災のとき、マグニチュード9でしたが、これは国内で一番大きい観測値となります。マグニチュードが一つ上がるごとに30倍くらい強さの違いがあります。

それに対して、発生した地震が各都市に伝播してまいります、各都市での揺れの強さを震度で表しております、現在震度0から震度5と6に弱と強がありますので、10段階の震度でお知らせしているところでございます。

それに加えて、先に4枚目を見ていただいて、東日本震災の時に大阪で、この長周期地震動によってエレベーターで閉じ込めとか、内装がはがれるといった被害がございました。それをケアするために、長周期地震動の情報を出すことにいたしました。平成23年に東日本震災が起こった後、平成25年3月から長周期地震動の情報を試験的には出してまいりました。

長周期地震動がどういうものかといいますと、揺れがすごく強い地震、特にプレート境界、日本海溝とか南海トラフとか千島海溝とか、大きな地震が起こるところがありまして、そこで浅い地震が起きた時に地表面を遠くまでゆっくり揺れる周期の長い地震が伝わってまいります。それが遠方でも、高いビルなどの建物の固有周期で共鳴する場合などに、極端な被害をもたらすということでございます。

資料の3枚目をご覧くださいますと、震度とは別に長周期地震動では階級1から4の大きさを示す目安を設けております。東日本震災の時の大阪の階級は3であったといわれているのですが、3あたりからかなり被害が出てまいります。

4枚目に戻っていただきますと、ご存じの方も多いかとは思いますが、地震が発生した場合に周辺の地震計震度計のデータを集計しまして、遠方に伝わる前に緊急地震速報を出

しています。それに対して、遠方までゆっくり伝わってくる長周期地震動の情報を 2 月 1 日から加えることにいたしました。具体的には、階級 3 以上、被害が出るレベルから緊急地震速報に含めることにいたしました。

資料に示しましたように、どのような場所で長周期地震動の影響があるかという、震度情報とは別にお示しするような情報を準備をいたしました。これで長周期地震動についての説明は以上となります。

続きまして、JPCZ の話をさせていただきます。JPCZ というのは、資料の 5 ページ目に赤字で示させていただきましたが、「Japan sea Polar air mass Convergence Zone」というのですが、1988 年に気象学会誌で東大名誉教授の浅井先生が、最初に使われた用語でございまして、その後学会で使われるようになり、一般にも最近使われるようになりました。現象自体は、昔からございます。

どういふときに起こるものかという、資料の 5 枚目に示してありまして、北西の季節風が吹くときに、左下の絵には、白頭山と書いてあるのですが、割と高地になっておりまして、それを回り込んで下層の冷たい風が吹きつけてくるというような状況になります。その場合に山の北側を通ったもの、南側を通ったものが合流する部分が日本海にやってきます。日本海は、我々が筋状の雲と呼んでいるものが出ている状態ですが、寒気が温かい日本海の上を流れるときに、海からの温かい湿った空気の供給によって雪雲ができて、先ほどから申し上げている両方から流れ込むものが合流する、これが JPCZ というものでございますが、これが集まることによって、大気が活発となり、雪を降らせるということが、JPCZ でございます。

資料 6 枚目を見ていただきますと、その実例として、昨年 12 月に柏崎で滞留が起こったり、新潟市内でもけっこうな雪が降りましたが、その時の降雪が JPCZ によるものだといわれております。JPCZ の予測がまったくできないというわけではございませんが、明日、明後日、その次と予報の期間が長くなるにしたがって、なかなか予想が難しくなるということもあり、降雪量の予測となると、なかなか正確な予測が明後日以降になると特に難しいということがございます。そういうようなものが JPCZ というものでありますが、JPCZ は北西の季節風が吹くときに一般的にできるものでございますが、必ず大雪が降るということではございませんが、そのなかで大雪を降らせる可能性があるものについては早めに情報を出すよう心がけております。

その下に書かせていただいたのが、JPCZ の影響を受けずに雪が降る例があります。その例として、昨年 12 月 23 日の資料を出しております。必ずしも北陸地方、新潟で大雪になるのが JPCZ だけが原因となるわけではございませんが、大雪が降る場合、できるだけ早く呼びかけを行いますので、これからもよろしく願いいたします。

説明は以上です。

(事務局：尾暮防災課長補佐)

それではご意見・ご質問などがございましたら、ご発言をお願いします。

	<p>《質問なし》</p> <p>ありがとうございました。関係機関の取り組みに関する紹介は以上です。</p> <p>(議長：中原市長)</p> <p>ありがとうございました。そのほかに、全体を通して、皆さま何かご質問がございますでしょうか。ご質問等がなければ、以上で議事を完了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。</p> <p>5 その他</p> <p>【委員改選について】</p> <p>(事務局：尾暮防災課長補佐)</p> <p>事務局から報告事項がございます。</p> <p>それでは、事務局から委員改選についてご連絡をいたします。</p> <p>まず、第7号委員及び第8号委員の皆さまへのご連絡です。第7号委員、第8号委員の方は任期が2年とされており、3月31日をもちまして、任期満了となります。自治協議会委員の方を除く第7号委員、第8号委員には、委員の推薦についての依頼文書を、配布させていただきました。お手数をおかけして恐縮ですが、後任委員の推薦のご報告を4月17日までをお願いいたします。</p> <p>自治協議会委員の皆さまへは、新年度に各区の地域課、地域総務課を通じて依頼をさせていただきます。</p> <p>なお、新潟市では、付属機関等の委員に女性の登用を推進しており、女性委員の割合目標を令和7年度までに45パーセント以上としています。積極的に女性委員をご推薦くださいますようお願いいたします。</p> <p>また、第1～6号委員の皆さまにつきましても、新年度になりましたら、委員氏名の確認をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>6 閉会</p> <p>(事務局：尾暮防災課長補佐)</p> <p>以上で、本日の予定は終了しましたので、令和4年度新潟市防災会議を閉会します。</p> <p>駐車券を受け付けで提出された方は、会議終了後、職員が席までお持ちしますので、そのままお待ちください。また、封筒をご用意いたしましたので、必要な方はお取りください。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>
傍聴者	なし
報道機関	なし